

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和5年
3月31日
(金曜日)

目次

○教委規則

山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則……………一

山口県教育委員会被服等貸与規則の一部を改正する規則……………一

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則……………二

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則……………二

○教委訓令

山口県教育委員会事務局等公文書取扱規程の一部を改正する訓令……………四

山口県教育委員会職員健康管理規程の一部を改正する訓令……………四



山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第四号

山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

山口県教育委員会行政組織規則（昭和四十五年山口県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第十一条の表教育政策課の項の次に次のように加える。

教育情報化推進室	企画室	活用推進班
----------	-----	-------

第十二条の表教育政策課の項の次に次のように加える。

教育情報化推進室	学校教育の情報化の推進に関すること。
----------	--------------------

第十二条の表教職員課の項第四号中「山口県高等学校」を「山口県立高等学校」に改める。

第五十七条を次のように改める。

（分課）

第五十七条 総合教育支援センターに次の課、室及び部を置く。

総務課	総合教育支援センターに次の課、室及び部を置く。
企画室	
教育研修部	
教育支援部	
子どもと親のサポートセンター	
ふれあい教育センター	
第五十八条の表やまぐち教育先端研究室の項を次のように改める。	
企画室	総合教育支援センターの業務の総合企画及び調整に関すること。

第五十八条の表教育支援部の項中第六号から第八号までを削る。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

山口県教育委員会被服等貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第五号

山口県教育委員会被服等貸与規則の一部を改正する規則

山口県教育委員会被服等貸与規則（昭和五十七年山口県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の3の項備考の欄中「山口県立徳山高等学校鹿野分校又は」を削る。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第六号

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則

山口県立高等学校等の管理に関する規則（昭和三十二年山口県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表山口県立徳山高等学校の項を次のように改める。

山口県立徳山高等学校	周	南	市本	校	普通科	3	260	夜	普通科	2又は4	40
				校	理数科	3	40				

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第七号

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則

博物館の登録に関する規則（昭和二十七年山口県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十六条の規定に基づき」を「第二十二条の規定に基づき」に改める。

第二条から第四条までを次のように改める。

（登録申請書の様式）

第二条 法第十二条第一項の登録申請書は、別記第一号様式による。

（登録の審査）

第三条 法第十三条第一項の登録の審査は、書面審査及び実地調査の方法による。

（博物館登録原簿の様式）

第四条 法第十四条第一項の博物館登録原簿は、別記第二号様式による。

第五条の見出しを「（変更の届出の様式）」に改め、同条第一項中「第十三条第一項」を「第十五条第一項」に改め、「登録事項等の」を削り、「別記第五号様式」を

「別記第三号様式」に改め、同条第二項を削る。

第七条を削る。

第六条第一項中「第十五条第一項」を「第二十条第一項」に、「別記第六号様式」を

「別記第四号様式」に改め、同条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（定期報告）

第六条 法第十六条の規定による報告は、毎年六月一日から同月末日までの間に、前年

にした報告の内容（法第十一条の登録を受けた後に法第十六条の規定による報告をしていない博物館の設置者にあつては、法第十二条第一項の登録申請書に添付した書類の内容。以下同じ。）と異なるかどうかを記載した書面により行わなければならない。

2 前年にした報告の内容と異なるものがあるときは、前項の書面には、そのことを確認できる書類を添付しなければならない。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（経過措置）

2 博物館法の一部を改正する法律（令和四年法律第二十四号）附則第二条第四項の規定により同法による改正後の法第十一条の登録を受けたとみなされる博物館の設置者に関する第六条の規定の適用については、同条第一項中「法第十一条の登録を受けた後に法第十六条」とあるのは「同条」と、「法第十二条第一項の登録申請書に添付した」とあるのは「館則の写し並びに館長及び学芸員の氏名を記載した」とする。

別記第二号様式を削る。

別記第一号様式中「（第2号様式）」を「（第4号様式）」に改め、同様式を別記第二号様式とし、同様式の前に次の一様式を加える。

第一号様式（第2条関係）

博物館登録申請書

年月日

山口県教育委員会様

郵便番号

申請者住所

名称

（電話

局

番）

下記のとおり博物館に係る登録を受けたいので、博物館法第12条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

設置者の名称及び住所	
名称	
所在地	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記第三号様式及び別記第四号様式を削る。

別記第五号様式中「に添付があつた」を「を添付する」に、「第13条第1項」を「第15条第1項」に改め、同様式を別記第三号様式とする。

別記第六号様式中「(第6条関係)」を「(第7条関係)」に、「第15条第1項」を「第20条第1項」に改め、同様式を別記第四号様式とする。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

山口県教育委員会訓令第4号

教 育 庁 一 般
各 教 育 機 関

山口県教育委員会事務局等公文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

山 口 県 教 育 委 員 会

山口県教育委員会事務局等公文書取扱規程の一部を改正する訓令

山口県教育委員会事務局等公文書取扱規程（昭和三十四年山口県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第四条の三中「。以下「情報公開条例」という。）又は山口県個人情報保護条例（平成十三年山口県条例第四十三号。以下「個人情報保護条例」という。）を「」又は個人情報保護の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）」に改める。

第三十条の二第一項第四号中「情報公開条例第五条」を「山口県情報公開条例第五条」に、「情報公開条例第七条第一項」を「同条例第十一条各項」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 個人情報保護に関する法律第七十六条第一項の規定による開示の請求、同法第九十条第一項の規定による訂正の請求又は同法第九十八条第一項の規定による利用の停止、消去若しくは提供の停止の請求があつたもの 同法第八十二条各項、第九十三条各項又は第百一条各項の決定の日の翌日から起算して一年間
別表第二教育政策課の項の次に次のように加える。

教育情報化推進室
教 情

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

山口県教育委員会訓令第5号

教 育 庁 一 般
各 教 育 機 関

山口県教育委員会職員健康管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

山 口 県 教 育 委 員 会

山口県教育委員会職員健康管理規程の一部を改正する訓令

山口県教育委員会職員健康管理規程（平成五年山口県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「教育政策課にあつては」の下に「教育情報化推進室及び」を加える。

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。